

騒音規制法・振動規制法及び岡山市環境保全条例（騒音に係るもの）に関する特定施設一覧

特定施設		騒音規制法	振動規制法	岡山市環境保全条例	
金属加工機械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のもの	—	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 未満のもの	
	製管機械	全て	—	—	
	ベンディングマシン	ロール式のものであって原動機の定格出力が 3.75kW 以上のもの	—	ロール式のものであって原動機の定格出力が 3.75kW 未満のもの	
	液圧プレス	矯正プレスを除く	矯正プレスを除く	—	
	機械プレス	呼び加圧能力 294 キロニュートン（約 29.980 重量 t）以上のもの	全て	呼び加圧能力 294 キロニュートン（約 29.980 重量 t）未満のもの	
	せん断機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上のもの	原動機の定格出力が 1kW 以上のもの	原動機の定格出力が 0.75kW 以上 3.75kW 未満のもの	
	鍛造機	全て	全て	—	
	ワイヤーフォーミングマシン	全て	原動機の定格出力が 37.5kW 以上のもの	—	
	プラスト	タンブラスト	全て	—	—
		タンブラスト以外	密閉式を除く	—	—
	タンブラー	全て	—	—	
	切断機（といをしを用いるもの）	全て	—	—	
空気圧縮機・送風機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの	—	原動機の定格出力が 2.25kW 以上 7.5kW 未満のもの	
圧縮機		—	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの	—	
破碎機・摩砕機・ふるい・分級機（土石又は鉱物用）		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの	原動機の定格出力が 3.75kW 以上 7.5kW 未満のもの	
織機		原動機を用いるもの	原動機を用いるもの	—	
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き混練機の混練容量 0.45m ³ 以上のもの	—	—	
	アスファルトプラント	混練機の混練容量 200kg 以上のもの	—	—	
	コンクリートブロックマシン	—	原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のもの	—	
	コンクリート管・柱製造機械	—	原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のもの	—	
穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの	—	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上 7.5kW 未満のもの	
木材加工機械	ドラムバーカー	全て	全て	—	
	チップパー	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの	原動機の定格出力が 2.2kW 以上のもの	原動機の定格出力が 2.25kW 未満のもの	
	碎木機	全て	—	—	
	帯のご盤・丸のご盤	製材用；原動機の定格出力が 15kW 以上のもの 木工用；原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの	—	製材用；原動機の定格出力が 7.5kW 以上 15kW 未満のもの 木工用；原動機の定格出力が 0.75kW 以上 2.25kW 未満のもの	
	かんな盤	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの	—	原動機の定格出力が 0.75kW 以上 2.25kW 未満のもの	
抄紙機		全て	—	—	
印刷機械		原動機を用いるもの	原動機の定格出力が 2.2kW 以上のもの	—	
ロール機（ゴム練用・合成樹脂練用）		—	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のもの	—	
合成樹脂用射出成形機		全て	全て	—	
鋳造型機（ジョルト式）		全て	全て	—	
重油バーナー		—	—	重油燃焼能力が 10/h 以上のもの	
遠心分離機		—	—	直径 1m 以上のもの	
工業用動力マシン		—	—	3 台以上であること	
スティームクリーナー		—	—	全て	
冷凍機		—	—	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの	
クーリングタワー		—	—	原動機の定格出力が 0.75kW 以上のもの	
石材引割機		—	—	全て	